

## 第 781 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 6 年 12 月 10 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「年末年始における通関手続について」 【資料 1】

【議題 2】 「「年末特別警戒期間」における協力依頼について」 【資料 2】

（業務部 管理課 酒井課長）

【議題 3】 「令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの延滞税等の割合について」 【資料 3～4】

（業務部 収納課 中澤課長）

【議題 4】 「輸入申告項目の追加（令和 7 年 10 月 12 日施行）に係る資料の税関ホームページへの掲載について」 【資料 5～8】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 5】 「でん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について」

【議題 6】 「欧州連合協定及び日英協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について」

（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官） 【資料 9】

【議題 7】 「海上小口貨物に係る簡易通関 Q&A の税関ホームページ掲載について」 【資料 10】

（業務部 通関総括第 4 部門 曾根 統括審査官）

【議題 8】 「第 58 回通関士試験の結果について」 【資料 11】

（業務部 山上 首席通関業監督官）

【議題 9】 「分散蔵置された貨物の一の輸入申告による通関の取扱いについて 【資料なし】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 782 回通関協議会は、1 月 14 日（火）11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

2024年12月10日  
本関地区通関協議会資料  
横浜税関業務部管理課

令和6年12月  
横浜税関業務部

関係者 各位

## 年末年始における通関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署における年末年始の通関手続については、別添資料に記載のとおり、業務部特別通関部門が監視部取締部門と連携して行うこととなります。

各事業者の皆様におかれましては、年末年始における通関の予定がございましたら、前広に情報提供いただきますようお願い申し上げます。あわせて、より円滑な通関に資する観点から、予備申告制度の積極的な利用についてもご検討いただければ幸いです。

具体的な連絡先につきましては、別添資料をご確認ください。

※ 予備申告を行うことが可能となる時期は、輸入申告（本申告）予定日における外国為替相場が公示された日又は船荷証券が発行された日のいずれか遅い日となります。

令和6年11月15日

関係各位

横浜税関

### 年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間（令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）までの間）における税関業務については、下表のとおり取り扱いますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務	
(1) 本関 川崎税関支署	本関及び川崎税関支署については、監視部分庁舎（大さん橋窓口）において業務を行います。 なお、川崎税関支署は全日閉庁します。
(2) 仙台空港税関支署	通常どおり業務を行います。
(3) 千葉税関支署	通常どおり業務を行います。
(4) その他の官署	全日閉庁します。 (注1) 福島空港出張所及び茨城空港出張所については、国際線のスケジュールに合わせて旅具通関業務を行います。 (注2) 年末年始期間中において業務が発生する場合は、別紙「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願いします。 (注3) 年末年始期間中に手続きを行う予定が事前に判明している場合は、12月27日（金）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡をお願いします。

## 2. 通関関係業務（国際郵便物業務を除く）及び保税関係業務

(1) 本関  
大黒埠頭出張所  
本牧埠頭出張所  
川崎税関支署

本関地区（本関、大黒埠頭出張所及び本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応します。

なお、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所及び川崎税関支署は全日閉庁します。

(お問い合わせ先)

業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）

監視部取締部門（045-212-6070）

	通関関係業務	保税関係業務
12月28日（土）～ 12月31日（火）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
1月1日（水）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願いします。）	
1月2日（木）～ 1月5日（日）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む）</li> <li>○輸出許可後の許可内容変更</li> <li>○開庁時間外の執務を求める届出</li> <li>○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保税運送承認</li> <li>○保税運送到着確認</li> <li>○事故確認</li> <li>○積卸コンテナリスト通関</li> <li>○見本一時持出許可</li> <li>○貨物取扱許可・届</li> <li>○指定地外貨物積卸許可</li> <li>○開庁時間外の執務を求める届出</li> </ul>

(1) 申告（申請等）方法等に関する詳細やご不明な点等については、12月27日（金）17時00分までに、

・通関関係は、業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）

・保税関係は、監視部保税取締部門（045-212-6072）

にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(2) 既に本関以外の官署に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門で対応できない場合がありますので、年末年始期間中に手続きを行う予定が事前に判明している場合は、12月27日（金）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡をお願いします。

(2) その他の官署

全日閉庁します。

(注1) 年末年始期間中において業務が発生する場合は、別紙「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願いします。

(注2) 年末年始期間中に手続きを行う予定が事前に判明している場合は、12月27日（金）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡をお願いします。

### 3. 国際郵便物業務

川崎外郵出張所	川崎東郵便局内に蔵置されている国際郵便物は、川崎外郵出張所特別通関部門で対応します。 年末年始期間中に国際郵便物に係る輸出入申告を予定されている場合は、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。 (お問い合わせ先) 川崎外郵出張所特別通関部門 (044-270-5774) 日本郵便(株)川崎東郵便局 (044-589-6708)
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注1. 自由化申告を予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ事前にご連絡をお願いします。

注2. 事前にご連絡いただいていた業務が12月27日(金)17時00分までに終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、事前にご連絡いただいていた税関官署にその旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

## 年末年始期間中(12/28(土)～ 1/5(日))における連絡先

本関地区 ( 本関 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 ) 川崎税関支署	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070  (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/28(土)～12/31(火)、1/2(木)～1/5(日) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務) 090-3224-1904 (通関関係業務及び保税関係業務)
石巻出張所	090-3224-1905 (監視、保税及び通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	090-3220-7801
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) 090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務) 090-1698-2360 (保税関係業務) 090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-5447-1001
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
横須賀税関支署	090-4620-0104
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

2024年12月10日  
本関地区通関協議会  
横浜税関業務部管理課

令和6年12月

横浜税関

## 「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関では不正薬物、金地金、テロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。期間中、税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶及び取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようお願いいたします。

記

実施期間：令和6年12月5日（木）～ 令和6年12月12日（木）

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。
- ・ 内容点検において不審な貨物を発見した。
- ・ 急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。等

フリーダイヤル シロイクロイ  
密輸ダイヤル（24時間受付） **0120-461-961**  
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp  
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」  
<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



横浜税関HP



密輸に関する情報提供



横浜税関 令和6年



# 年末特別警戒期間

不正薬物、金地金の密輸は重大な犯罪です！

税関では検査機器を最大限活用し、  
水際取締りを一層強化しています

実施期間

12月5日(木)～12月12日(木)



## 通報・情報提供のお願い

- ▶ コンテナに不自然な補修跡がある
- ▶ 品名と合致しない梱包状態の貨物
- ▶ 配送先がホテル、空き家等である



税関へ通報を  
お願いします

### 通報方法①

税関密輸ダイヤル ☎

0120 - 461 - 961  
シロイ クロイ

※ 24時間受付※

### 通報方法②

メール ✉

yokohama-mitsuyu  
110@customs.go.jp

### 通報方法③

税関HP 🖨

「密輸に関する情報提供」

<https://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>

横浜税関  
ホームページ



空港や海港での検査にご協力お願いいたします。

門型金属探知機

税関では、金地金の密輸に対して、検査の強化、処罰の強化など対策をとっています。

自分が携行した荷物については、「知らない」は通用しません

金の密輸は脱税を伴う重大犯罪です

罰金

1,000万円  
又は  
貨物の価格の  
5倍

罰則内容

犯罪に荷担しない、巻き込まれない等、十分ご留意ください。

例えば 2,000万円の金を密輸すると



STOP!!  
金密輸

税関では門型金属探知機等を活用し、金地金の密輸取り締まりのため、検査を強化しています

想像以上の罰金! どうしよう…。

罰金  
1億円

バレないと  
思ったのに…。



摘発事例 01

ん？胸が硬い！？

函館税関は、台湾から函館空港に到着した航空機旅客からブラジャーに隠匿されていた金塊約10kgを発見、摘発しました。



摘発事例 02

粘着テープで足の裏に・・・

門司税関は、大韓民国から福岡空港に到着した男性の税関検査において、足の裏に粘着テープで張り付け及び股間に隠匿した金地金約3kgを発見、摘発しました。



横浜税関

税関密輸ダイヤル ☎ 0120-461-961

メール ✉ yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

税関HP

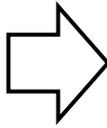
「ストップ金密輸」緊急対策



令和6年12月10日  
横浜税関業務部収納課

令和7年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

	内容	本則	特例【現行】 (令和2年度改正(関税法附則第3項～第6項関係))		令和7年 【平均貸付割合】 (※1) 0.4%	(参考) 令和6年 平均貸付割合 0.4%	
			延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	7.3%	【延滞税特例基準割合】(※2) 平均貸付割合0.4% + 1%
納期限の翌日から2か月を経過する日後	14.6%	【延滞税特例基準割合】(※2) 平均貸付割合0.4% + 1%			+ 7.3%	8.7%	8.7%
納税の猶予等	2分の1免除 (7.3%)	【猶予特例基準割合】(※3) 平均貸付割合0.4% + 0.5%				0.9%	0.9%
還付加算金	国から納税者への過誤納金の還付等に付される利息	7.3%	【還付加算金特例基準割合】(※4) 平均貸付割合0.4% + 0.5%		0.9%	0.9%	



(※1) 「平均貸付割合」：各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸し付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として  
各年の前年の11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※2) 「延滞税特例基準割合」：平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※3) 「猶予特例基準割合」：平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(4))

(※4) 「還付加算金特例基準割合」：平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達13-3(4))

<根拠法令>

- ①関税法
  - 第12条第1項(延滞税の割合)、関税法第12条第8項第2号(延滞税の免除)、第13条第2項(還付加算金の割合)、  
附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(延滞税の免除の特例)、第5項(還付加算金の割合の特例)
- ②国税通則法
  - 第60条第2項(延滞税の割合)、国税通則法第63条第5項(延滞税の免除)、第58条第1項(還付加算金の割合)
- ③租税特別措置法
  - 第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第94条第2項(延滞税の免除の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)
- ④地方税法
  - 第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

○財務省告示第二百九十三号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和七年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和六年十一月二十九日

財務大臣 加藤 勝信

年〇・四パーセント

輸入申告項目の追加（令和7年10月施行関係）

【Q & A】

1. 運送先の所在地・名称
2. 通販貨物に該当するか否か
3. プラットフォームの名称等

令和6年11月

関税局業務課

## 目次

### 1. 運送先の所在地・名称

- (問1) 「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。 . . . . . 1
- (問2) 「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。 . . . . . 1
- (問3) N A C C Sでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。 . . . . . 2
- (問4) 運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりませんか。 . . . . . 2
- (問5) 輸入申告時点で、運送先が1か所に確定していないものの、複数の運送先のうちいずれか1か所に運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。 . . . . . 2
- (問6) 運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。 . . . . . 3

### 2. 通販貨物に該当するか否か

- (問7) 「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。 . . . . . 3
- (問8) 「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。 . . . . . 3
- (問9) 「F S」や「F S利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。 . . . . . 4
- (問10) 通信販売により輸入した後で、F Sを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「F S利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。 . . . . . 4
- (問11) 「F S利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。 . . . . . 4

### 3. プラットフォームの名称等

- (問12) 「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。 . . . . . 5
- (問13) N A C C Sでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。 . . . . . 5
- (問14) プラットフォームの「名称等」とは何ですか。 . . . . . 5
- (問15) 複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。 . . . . . 6

## 1. 運送先の所在地・名称

(問1)「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先をいいます。
- 一の貨物について経由地がある場合には、最後の運送先となります。また、1申告中の複数の貨物に係る運送契約において異なる運送先が定められている場合は、それぞれの最後の運送先を全て申告いただくこととなります。(具体的な申告方法は問3を参照ください。)
- 輸入申告では、(イ)運送先の所在地と、(ロ)運送先の名称(その運送契約により運送先において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称)を申告してください。  
(例) 運送先の名称：○○倉庫、△△工場  
貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称：個人の氏名、□□商店(商号、屋号)

(問2)「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。

- 全ての貨物について(通販貨物以外の貨物についても)申告が必要です。
- ただし、「運送先」が「輸入者の住所」と同じ場合には、運送先の所在地・名称欄への記載は不要です。
- なお、「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて申告いただくものです。輸入申告(本申告)後に運送先に変更があった場合には、申告内容を訂正していただく必要はありません。ただし、予備申告の時点で申告した運送先が本申告時に変更があった場合には、申告内容を訂正いただく必要があります。
- 輸入申告の時点において、申告した運送先に誤りがあった場合には、運送先以外の申告項目と同様に、申告内容を訂正いただく必要があります。
- また、保税蔵置場への蔵入承認申請(IS)の際には、運送先の申告は不要ですが、保税蔵置場からの蔵出輸入申告(ISW)の際には、申告貨物に係る全ての運送先について申告が必要となります。  
同様に、保税工場への移入承認申請(IM)や総合保税地域への総保入承認申請(IA)の際には、運送先の申告は不要ですが、保税工場からの移出輸入申告(IMW)や総合保税地域からの総保出輸入申告(IAC)の際には、申告貨物に係る全ての運送先について申告が必要となります。

(問3) NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。

- NACCSでは、まず運送先の識別として、1申告中の貨物に係る運送契約において
  - (1)運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場合 (C)
  - (2)運送先が定められていない場合 (N)
  - (3)輸入者の住所と異なる運送先が1か所定められている場合 (T)
  - (4)輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上定められている場合 (M)

の別に、運送場所識別欄にコードを入力いただくこととなります(括弧内が、運送場所識別欄に入力いただくコード)。

- (1)・(2)の場合は、貨物の運送先を(別途)申告いただく必要はありません。
- (3)の場合には、貨物の運送先を共通部に入力してください。
- (4)の場合には、主たる貨物の運送先1か所を共通部に入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にてMSX業務で提出してください(簡易審査扱い(区分1)の場合も提出(原則、輸入許可後3日以内)が必要となります。)。なお、何が「主たる貨物」かについては、合理的な判断基準(例:最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等)であれば、任意の基準で「主たる貨物」を選択いただいて構いません。
- 問2と同様に、予備申告の時点でMSX業務により提出した運送先の一覧について、本申告時に変更があった場合には、修正した運送先の一覧をMSX業務により再提出していただく必要があります。ただし、「輸入申告番号」の末尾1桁(枝番号)が変更となっただけの場合には、MSX業務による再提出は不要です。

(問4) 運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりませんか。

- 運送先の一覧は、所定の様式を使用して提出してください。
- 運送先は輸入申告項目の1つであり、運送先の一覧は輸入申告書の一部という位置付けになりますので、所定の様式を使用いただく必要があります。

(問5) 輸入申告時点で、運送先が1か所に確定していないものの、複数の運送先のうちのいずれか1か所に運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて申告してください。
- 問の場合のほか、以下のように運送先が未定の場合には、運送先の識別を「N」としてください。
  - ・ 1以上の運送先に運送する場合で、運送先の候補はいくつかあるが、運送先が1か所

も確定していない場合

- ・ 1以上の運送先に運送する場合で、運送先が全て未定の場合
- 運送先が複数あり、そのうちの一部が確定しているが、一部は未定の場合には、確定している運送先に基づいて運送場所識別や運送先を入力してください。（別紙「運送先の組合せ」を参照ください）
- また、運送契約上、運送先が貨物を蔵置中の倉庫（輸入者住所とは異なる場所）までとなっている場合は、運送先の識別を「T」とした上で、当該倉庫を運送先として入力してください。（運送場所識別コードは問3を参照ください）

（問6）運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。

- 全ての輸入申告について、運送契約に関する書類をあらかじめ提出いただく必要はありませんが、税関が運送先を確認するために必要と認める場合には、当該書類を提出してください。

## 2. 通信販売貨物に該当するか否か

（問7）「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。

- 輸入しようとする貨物の類型について、(1)通信販売貨物／(2)F S利用貨物／(3)その他の貨物 のいずれかを選択して申告してください。

（問8）「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。

- 「通信販売貨物」は、インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」は、購入された後に外国から日本国内に宛てて発送された貨物であるため、外国から日本への運送中や日本到着後に売買契約が締結される貨物（F S利用貨物等）は、該当しません。
- 個人が購入する場合に限らず、法人が購入する場合も「通信販売貨物」になります。
- なお、通販貨物であるかどうかと、関稅定率法第4条の6第2項に規定する個人使用貨物の課稅價格決定の特例（いわゆる0.6掛け）の適用対象であるかどうかは、直接関係しません。

(問9) 「FS」や「FS利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。

- 「FS」はフルフィルメントサービスの略で、ECプラットフォーム事業者（インターネット上で商取引の場を提供する事業者）等が提供する、購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、倉庫保管、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を代行するサービスをいいます。
- 「FS利用貨物」とは、輸入申告時点で売買契約が成立しておらず、FSを利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」は、インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」と「FS利用貨物」のいずれも、消費者がインターネット上で購入するという点においては同じですが、輸入申告時点において、「通信販売貨物」は海外の販売者と国内の消費者との間で売買契約が成立しているのに対し、「FS利用貨物」は成立していないという違いがあります。

(問10) 通信販売により輸入した後で、FSを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「FS利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。

- 通信販売により購入されて（売買契約が成立して）外国から日本国内に宛てて発送された貨物が、日本国内に引き取られた後にFSを利用して更に国内で販売されることが予定される場合は、売買契約の成立後に輸入されているため「FS利用貨物」ではなく、「通信販売貨物」として申告してください。

(問11) 「FS利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。

- 「FS利用貨物」とは、輸入申告時点で売買契約が成立しておらず、FSを利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物をいいます。
- 「その他の貨物」とは、輸入貨物のうち、通信販売貨物にもFS利用貨物にも該当しないものをいいます。主なものとして、従来の商業貨物（BtoB貨物）、個人間の貨物（CtoC貨物）等が考えられます。
- ① 輸入申告時点で売買契約が成立している貨物のうち「通信販売貨物」でないもの  
② 輸入申告時点で売買契約が成立していないが、FSを利用する予定がなく、実店舗や自社のホームページを通じて販売・発送する貨物は、「FS利用貨物」ではなく、「その他の貨物」になります。
- また、輸入後に自社倉庫に運送・保管しておき、国内販売する際に通販プラットフォームを通じて販売するが、FSを利用せずに購入者に発送する予定の貨物は、「FS利用貨物」ではなく、「その他の貨物」になります。

### 3. プラットフォームの名称等

(問 12)「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。

- 通信販売貨物を輸入しようとする場合には、その通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を申告してください。
- 「プラットフォーム」には、出品・出店型プラットフォーム（いわゆる通販サイト）のほか、自社販売サイト（自社のホームページで販売する場合等）も含まれます。
  - ・出品・出店型プラットフォーム：プラットフォーム運営事業者以外の者である販売者が利用する場（いわゆる通信販売サイト）。出品型（マーケットプレイス型）か出店型（モール・テナント型）かを問いません。
  - ・自社販売サイト：サイト運営者と販売者が同一である場。自社のホームページで商品を販売する場合等。

(問 13) N A C C Sでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。

- N A C C Sでは、プラットフォームごとに6桁のコードを設定します。基本的に、当該コードを入力すればプラットフォームの名称等が自動で補完されることとなります。
- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの等）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。
- 各プラットフォームのコードについては、令和7年10月の施行までにリストを公表するほか、公表後も税関ホームページ等で申請を受け付け、必要に応じて追加でコードを付番していく予定です。

(問 14) プラットフォームの「名称等」とは何ですか。

- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの等）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(a)出品・出店型プラットフォームであることが明らかな場合】

- 「プラットフォームの名称等」として、基本的に、通信販売において利用されたウェブサイト（購入ボタンを押したページ）上に表示される名称を申告してください。当該名称は、下記①のほか、②であっても構いません。

- ①ウェブサイトの利用規約等で定める正式名称
- ②ウェブサイトの購入ページに表示される（正式名称と一致しない）呼称

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(b)自社販売サイトであることが明らかな場合】  
又は

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(a)出品・出店型プラットフォームなのか(b)自社販売サイトなのか明らかでない場合】

- 「プラットフォームの名称等」として、通信販売において利用されたウェブサイト（購入ボタンを押したページ）上に表示される名称（下記①若しくは②）か、又は、下記③若しくは④のいずれかを申告してください。
  - ①ウェブサイトの利用規約等で定める正式名称
  - ②ウェブサイトの購入ページに表示される（正式名称と一致しない）呼称
  - ③ウェブサイトの運営事業者の氏名又は名称
  - ④貨物の販売者の氏名又は名称

（問 15）複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。

- 「通信販売貨物」は、販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 質問のような場合の仕出人は、購入者側の委託を受けて貨物を取りまとめ、日本に運送するものと考えられるため、当該貨物は「通信販売貨物」に該当せず、「プラットフォームの名称等」を申告する必要はありません。

○運送先の組合せ

	運送先のパターン			
	輸入者住所と同じ場合	定められていない場合	輸入者住所と異なる場合（1か所目）	輸入者住所と異なる場合（2か所目～）
パターン 1種類に該当	○	-	-	-
	-	○	-	-
	-	-	○	-
パターン 2種類に該当	○	○	-	-
	○	-	○	-
	-	○	○	-
	-	-	○	○
パターン 3種類に該当	○	○	○	-
	○	-	○	○
	-	○	○	○
パターン 4種類に該当	○	○	○	○

入力コード	運送先に関する説明
C	
N	運送先が1か所も定められていない場合
T	
C	一部の貨物は輸入者住所に運送するが、一部の貨物は運送先が定められていない場合
T	
T	一部の貨物は輸入者住所と異なる場所（1か所のみ）に運送するが、一部の貨物は運送先が定められていない場合
M	
T	輸入者住所に運送する貨物、輸入者住所と異なる場所（1か所のみ）に運送する貨物、運送先が定められていない貨物がある場合
M	
M	一部の貨物は輸入者住所と異なる場所（2か所以上）に運送するが、一部の貨物は運送先が定められていない場合
M	輸入者住所に運送する貨物、輸入者住所と異なる場所に運送する貨物（2か所以上）、運送先が定められていない貨物がある場合

運送場所識別に「T」又は「M」を入力する場合は、輸入者住所と異なる運送先（「M」の場合は主たる運送先）1か所を、NACCSの申告事項（共通部）に入力

運送場所識別に「M」を入力する場合は、運送先の一覧を所定の様式にてMSX業務で提出

**輸入申告における貨物の「運送先」が複数ある場合のNACCS-MSX業務による「運送先」の提出様式について**

・令和7年(2025年)10月12日(日)以後に行われる税関への輸入申告においては、その申告項目として輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」が追加されます。

これにより、輸入申告の際に、「①運送先の所在地」と、「②運送先の名称(又は運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称)」を申告していただくこととなります。

・「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先です。  
 一の貨物について経由地を含めて2以上の運送先がある場合、当該貨物については最後の運送先を申告してください。

・NACCSによる輸入申告において、1申告中の複数の貨物について異なる運送先がある場合は、輸入申告情報自体に「主たる貨物の運送先1か所」を入力送信するとともに「運送先」の一覧を所定の様式にてMSX業務により提出していただくこととなります。

**【NACCS-MSX業務により提出いただく際の所定の様式について】**

**様式イメージ(英文住所用の場合)**

B/L番号 / AWB番号	輸入申告番号	※住所を和文で入力する場合には、「和文住所用」のシートを使用してください。					
ABC1234567	10123456700						

運送場所の所在地					名称等 識別	運送場所の名称等	電話番号
郵便番号	都道府県	市区町村(行政区名)	町域名・番地	ビル名ほか			
1008940	Tokyo	Chiyoda-ku	Kasumigaseki 3-1-1		1	Ministry Of Finance,Japan	0335814111
1358615	Tokyo	Koto-ku	Aomi 2-7-11	Tokyo Kowan Godo Chosha	1	Tokyo Customs Headquarters	0335996214
2198799	Kanagawa	Kawasaki-shi Kawasaki-ku	Higashiougishima 88		2	Kawasaki Jiro	0442705780
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) ※ 提出様式は【excel形式】。

※ 白塗り部分の項目は入力必須項目、網掛け部分(運送場所の所在地の「郵便番号」及び「電話番号」)の項目は入力任意項目です。

※ 「B/L番号 / AWB番号」及び「輸入申告番号」は、いずれか一方を入力してください(両方入力いただいても構いません。)

※ 「B/L番号 / AWB番号」は、輸入申告書の「船荷証券番号」欄に記載する番号(NACCS申告の場合は、輸入申告事項登録業務(IDA)において「B/L番号/AWB番号」欄の繰り返し1回目を入力する番号)と同じ番号を入力してください。

※ 運送場所の所在地の「都道府県」、「市区町村(行政区名)」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」並びに「運送場所の名称等」は、英文又は和文のいずれかで入力してください。

英文の住所は「英文住所用」のシートを、和文の住所は「和文住所用」のシートを使用してください。1申告中に英文住所と和文住所が混在する場合には、2つのシートに分けて入力してください。

※ 「名称等識別」: 運送場所の名称等欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合は「1」、  
 運送場所の名称等欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合は「2」。

※ 今後、上記と同様の様式を税関様式(通達)としても定める予定です。



## でん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2024 年 11 月 29 日)

### 【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、でん粉調製品(同法別表第1の6の24の項)に対する特別緊急関税が発動されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第7条の3発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和6年12月1日から使用可能となります。本特別緊急関税の発動に係る対象品目の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

### 以下参考

#### 【品目番号】 【NACCS 用品目コード】

1901.20-159 ⇒ [暫定法第7条の3発動時] 1901200070

1901.90-179 ⇒ 1901900070

#### 【税率】

[現行] 119 円/KG ⇒ [発動後] 158.67 円/KG (39.67 円/KG を上乗せ)

## 欧州連合協定及び日英協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2024 年 11 月 29 日)

### 【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、令和6年12月1日(日)から令和7年3月31日(月)までの間、欧州連合協定及び日英協定税率適用のホエイ(関税暫定措置法施行令別表第1の40の項及び54の項に該当するもの)に対するセーフガードが発動されます。

発動期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第7条の8発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第7条の8発動時のNACCS用品目コードについては令和6年12月1日(日)から使用可能となります。

※本セーフガード発動に係る対象品目の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

また、本セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後に欧州連合協定又は日英協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS 用品目コードは「その他のもの」を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

### 以下参考

#### 【品目番号】 【NACCS 用品目コード】

0404.10-126 ⇒ [暫定法第7条の8発動時] 0404108611

0404.10-136 ⇒ 0404108596

0404.10-146 ⇒ 0404108585

0404.10-166 ⇒ 0404108574

0404.10-176 ⇒ 0404108563

0404.10-186 ⇒ 0404108552

#### 【税率】

[現行] 14.5%+23.2 円/KG 又は 20.3%+23.2 円/KG

⇒ [発動後] 23.8%+45 円/KG (協定で定める税率まで引上げ)

## 海上小口貨物に係る簡易通関

### 【Q & A】

令和6年11月

関税局業務課

－ 目 次 －

- (問 1) 海上小口貨物に係る簡易通関と航空マニフェスト申告との違いは何ですか。・・・ 1
- (問 2) 事前情報として提供すべき項目は何ですか。また、事前情報はいつまでに提供すれば良いですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (問 3) 事前の申出時には、税関と何を調整するのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(問1) 海上小口貨物に係る簡易通関と航空マニフェスト申告との違いは何ですか。

- 関税等が課されず、他法令の証明・確認を要しない貨物が対象になるという点は同様ですが、海上小口貨物に係る簡易通関については、輸入の通信販売貨物のみを対象としているほか、事前情報（販売者、荷受人、貨物等の情報）の提供がされることを利用の要件としています。
- また、簡易通関の利用の一定期間前には、税関に事前の申出を行っていただくことを前提とし、事業者との調整・トライアル利用等を実施します。
- なお、適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがある状況が判明した場合、税関は、簡易通関を利用する通関業者の扱う貨物について簡易通関の利用を停止させることがあります。

(対象貨物の要件) ※下線部以外は航空マニフェスト申告と同様

- 海上貨物のうち通信販売貨物
- 少額貨物(課税価格1万円以下)に係る免税制度の対象貨物
- 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- 他法令の証明・確認を要しない貨物
- 原産地虚偽表示等がない貨物
- 輸入申告・予備申告までに事前情報(注)の提供がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの

(注)販売者、荷受人、貨物等に関する情報

(問2) 事前情報として提供すべき項目は何ですか。また、事前情報はいつまでに提供すれば良いですか。

- 事前情報としては、次の項目を提供してください。ただし、その一部が提供できない場合であっても、それに代わる情報の提供により簡易通関の利用が認められることがありますので、輸入申告予定の税関官署にご相談ください。
  - (1) 電子商取引による販売物品の販売者に関する事項
  - (2) 販売者又は荷受人から（プラットフォームを提供する者を介し）運送又は通関の依頼を受託した者（フォワーダー等）に関する事項
  - (3) 荷受人に関する事項
  - (4) 着荷通知先に関する事項
  - (5) 貨物に関する事項
  - (6) 運送に関する事項
  - (7) その他税関が適当と認める情報
- 事前情報は、輸入申告まで（予備申告を行う場合には、予備申告まで）に提供いただく必要があります。

(問3) 事前の申出時には、税関と何を調整するのですか。

- 海上小口貨物の簡易通関は、その本格的な利用開始の少なくとも3か月前までに、輸入申告予定の税関官署に事前の申出を行うことを簡易通関の利用の要件としています。
- 事前の申出を受けた税関は、簡易通関の利用予定者（通関業者）が事前情報の提供等を適切に実施できるか確認いたします。また、利用者が事前情報として提供できる情報の項目は利用者ごとに異なるため、どのような情報を提供できるか（NACCS上どのように入力するか）、利用者との調整を行います。
- 調整の上、海上小口の簡易通関に係るNACCSの利用登録を行った後、適正かつ円滑な通関が行われるよう、一定程度の申告件数による簡易通関のトライアルを実施します。  
トライアル期間は1か月程度を想定していますが、必要に応じて延長することがあります。
- なお、事前の申出は、輸入申告予定の税関官署ごとに行ってください。同時期に複数の税関官署で簡易通関の利用を予定している場合は、事前の申出書の「申告予定官署」欄に注記してください。

(参考) カスタムスアンサー（税関手続FAQ）[1007 海上小口貨物に係る簡易通関について](#)

 <p>法令・政策等 について調べたい</p>	 <p>水際の実務 について調べたい</p>	 <p>貿易統計 について知りたい</p>	 <p>AEO制度 について調べたい</p>
 <p>輸出入・保税の手続き を調べたい</p>	 <p>品目分類 について調べたい</p>	 <p>EPA/原産地規則 について知りたい</p>	 <p>関税評価 を調べたい</p>

輸出入・保税の手続きを調べたい

輸出入の手続きトップ	>	品目分類及び税率	>	原産地規則認定
関税評価（課税価格）	>	個人通関の取扱い	>	保税ポータル

× 閉じる

<ul style="list-style-type: none"><li>事後調査等</li><li>経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）</li><li>経済安全保障</li><li><b>5. 便利な制度</b></li><li>AEO制度<ul style="list-style-type: none"><li>&gt; AEO事業者となるには（審査要領、チェックシート等）</li><li>&gt; AEO制度に関するよくある質問</li></ul></li><li>輸出入申告書等の自由化について</li><li><b>輸出入通関手続の便利な制度</b></li><li>事前教示<ul style="list-style-type: none"><li>&gt; 品目分類（回答事例）</li><li>&gt; 原産地（回答事例）</li><li>&gt; 関税評価（回答事例）</li><li>&gt; 減免税（回答事例）</li></ul></li><li>税関発給コード</li><li>輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ業務について</li><li>関税・消費税等のキャッシュレス納付</li><li>窓口電子申告端末を利用した輸出入申告</li></ul>	<p>注意：下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>NACCS（輸出入・港湾関連情報処理センター（株）ホームページ）</li><li>医薬品・食品関係（厚生労働省ホームページ）</li><li>植物防疫情報（植物防疫所ホームページ）</li><li>動物防疫情報（動物防疫所ホームページ）</li><li>貿易管理等（経済産業省ホームページ）</li><li>安全保障貿易管理（経済産業省ホームページ）</li><li>海外ショッピングに関するトラブル相談（国民生活センター越境消費者センター）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>パブリックコメント</li><li>調達情報</li><li>税関関係用語集</li><li>よくある質問</li><li>リンク</li><li>お問合せ</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

税関のPR活動

- 税関Facebookページ
- 税関 X
- 税関 X ガイドライン
- 税関チャンネル
- 税関イメージキャラクター カスタム君

tweet

1. 輸入する前に貨物の税率を知りたい。  
[事前教示制度（品目分類関係）](#)
2. 輸入する前に貨物の関税評価上の取扱いを知りたい。  
[事前教示制度（関税評価関係）](#)
3. 輸入する前に貨物の原産地の取扱いを知りたい。  
[事前教示制度（原産地関係）](#)
4. 輸入する前に貨物の減免税の適用の可否を知りたい。  
[事前教示制度（減免税関係）](#)
5. 海上小口貨物を簡易に輸入申告したい。  
[海上小口簡易申告制度](#)
6. 到着した輸入貨物をできるだけ早く引き取りたい。  
[予備審査制度](#)
7. 輸入許可後に納税したい。  
[関税等の納期限延長制度](#)
8. 輸出入する貨物について、リードタイムを短くしたい。  
[特例輸入者制度、特定輸出者制度](#)
9. 税関手続きを詳しく知りたい。  
[税関相談官制度](#)

- [関税局・税関の動き](#)
- [パンフレット・リーフレット](#)
- [ポスター](#)
- [税関チャンネル \(YouTube\) の紹介](#)

- 関税政策・税関行政
- [所管法令等](#)
  - [特殊関税](#)
  - [審議会・研究会](#)
  - [政策評価](#)
  - [国際機関 \(WTQ・WCQ\)](#)
  - [地域協力 \(APEC\)](#)
  - [経済連携協定 \(FTA/EPA\)](#)

- 海上貨物のうち通販貨物に該当するもの
- 少額貨物（課税価格 1 万円以下）に係る免税制度の対象貨物
- 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- 他法令の証明・確認を要しない貨物
- 原産地虚偽表示等がない貨物
- 輸入申告・予備申告までに事前情報の提供（※ 1）がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの

※ 1 事前情報の提供：簡易・迅速に通関手続を行うため、輸入申告の前に、販売者、荷受人、貨物等に関する事項を提供いただくことが必要です（提供する項目は※ 2 の際に調整）。

※ 2 事前の申出：制度の本格的な利用開始を予定している時期の少なくとも 3 か月前までに、輸入申告予定の税関官署に対し、制度の利用を希望する旨の申出を行って下さい。調整の上、利用者（通関業者）のシステム登録、事前情報の項目設定、トライアル利用等を実施します。

- [海上小口貨物に係る簡易通関について（別紙様式 1・別紙様式 3）](#)
- [1007 海上小口貨物に係る簡易通関について（カスタムスアンサー）](#)
- [Q & A（海上小口貨物に係る簡易通関）](#) **NEW**

## 6. 到着した輸入貨物をできるだけ早く引き取りたい。

### 予備審査制度

#### [概要]

貨物が日本に到着する前や輸入承認証等の輸入関連手続の終了前であっても、輸入申告書類を税関に提出して、税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度です。

## 第58回通関士試験の結果について

通関業法（昭和42年法律第122号）第27条の規定に基づき、令和6年10月6日（日）に実施された第58回通関士試験の結果の概要は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 受験者数・合格者数等

（単位：人、％）

	願書提出者数		受験者数		合格者数		合格率	
	第58回	前年比	第58回	前年比	第58回	前年比	第58回	第57回
全科目受験者	7,227	99.6%	5,451	97.2%	609	47.2%	11.2%	23.0%
2科目受験者	632	98.6%	529	95.3%	55	45.1%	10.4%	22.0%
1科目受験者	165	86.8%	155	90.6%	95	78.5%	61.3%	70.8%
合計	8,024	99.2%	6,135	96.9%	759	49.5%	12.4%	24.2%

#### 2. 合格基準

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の55%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の60%以上

（参考1）第58回通関士試験実施税関別受験者数等

（参考2）通関士試験受験者数及び合格率等の推移（第1回～第58回）

## 第58回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	115	96	9	9.4%
東京税関		3,077	2,240	290	12.9%
	新潟	89	72	12	16.7%
	東京	2,988	2,168	278	12.8%
横浜税関		895	671	81	12.1%
	宮城	124	95	7	7.4%
	神奈川	771	576	74	12.8%
名古屋税関		1,051	844	98	11.6%
	静岡	171	144	15	10.4%
	愛知	880	700	83	11.9%
大阪税関	大阪	1,279	990	140	14.1%
神戸税関		838	653	87	13.3%
	兵庫	565	426	54	12.7%
	広島	273	227	33	14.5%
門司税関	福岡	574	475	41	8.6%
長崎税関	熊本	119	102	7	6.9%
沖縄地区税関	沖縄	76	64	6	9.4%
合 計		8,024	6,135	759	12.4%

通関士試験受験者数及び合格率等の推移（第1回～第58回）

（参考2）

区分	願書提出者(人)	受験者(人)	受験率(%)	合格者(人)	合格率(%)
昭和42年(第1回)	4,578	3,913	85.5	795	20.3
昭和43年(第2回)	3,548	2,530	71.3	769	30.4
昭和44年(第3回)	3,231	2,229	69.0	462	20.7
昭和45年(第4回)	2,946	1,806	61.3	476	26.4
昭和46年(第5回)	2,714	1,755	64.7	354	20.2
昭和47年(第6回)	2,517	1,548	61.5	365	23.6
昭和48年(第7回)	2,331	1,482	63.6	303	20.4
昭和49年(第8回)	2,621	1,746	66.6	341	19.5
昭和50年(第9回)	3,043	2,138	70.3	428	20.0
昭和51年(第10回)	2,810	1,970	70.1	375	19.0
昭和52年(第11回)	3,021	2,115	70.0	365	17.3
昭和53年(第12回)	3,419	2,330	68.1	397	17.0
昭和54年(第13回)	3,814	2,587	67.8	442	17.1
昭和55年(第14回)	4,140	2,737	66.1	437	16.0
昭和56年(第15回)	4,179	2,739	65.5	533	19.5
昭和57年(第16回)	3,884	2,709	69.7	474	17.5
昭和58年(第17回)	3,877	2,610	67.3	412	15.8
昭和59年(第18回)	3,437	2,398	69.8	374	15.6
昭和60年(第19回)	3,667	2,622	71.5	343	13.1
昭和61年(第20回)	3,755	2,760	73.5	425	15.4
昭和62年(第21回)	3,734	2,701	72.3	506	18.7
昭和63年(第22回)	3,962	2,832	71.5	515	18.2
平成元年(第23回)	4,436	3,060	69.0	634	20.7
平成2年(第24回)	4,875	3,431	70.4	602	17.5
平成3年(第25回)	5,656	3,813	67.4	765	20.1
平成4年(第26回)	6,767	4,775	70.6	1,157	24.2
平成5年(第27回)	8,517	5,821	68.3	1,285	22.1
平成6年(第28回)	11,067	7,389	66.8	1,639	22.2
平成7年(第29回)	13,033	9,066	69.6	1,396	15.4
平成8年(第30回)	15,077	10,564	70.1	1,720	16.3
平成9年(第31回)	15,780	11,108	70.4	1,661	15.0
平成10年(第32回)	16,275	11,639	71.5	1,394	12.0
平成11年(第33回)	16,258	11,449	70.4	1,703	14.9
平成12年(第34回)	14,981	10,289	68.7	1,446	14.1
平成13年(第35回)	13,886	9,970	71.8	1,050	10.5
平成14年(第36回)	13,467	9,973	74.1	2,848	28.6
平成15年(第37回)	13,556	10,001	73.8	1,211	12.1
平成16年(第38回)	13,691	10,191	74.4	1,920	18.8
平成17年(第39回)	13,268	9,953	75.0	2,466	24.8
平成18年(第40回)	13,141	10,357	78.8	725	7.0
平成19年(第41回)	13,727	10,695	77.9	820	7.7
平成20年(第42回)	13,267	10,390	78.3	1,847	17.8
平成21年(第43回)	13,159	10,367	78.8	807	7.8
平成22年(第44回)	12,087	9,490	78.5	929	9.8
平成23年(第45回)	11,760	9,131	77.6	901	9.9
平成24年(第46回)	11,544	8,972	77.7	769	8.6
平成25年(第47回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成26年(第48回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
平成27年(第49回)	10,018	7,578	75.6	764	10.1
平成28年(第50回)	9,285	6,997	75.4	688	9.8
平成29年(第51回)	8,627	6,535	75.8	1,392	21.3
平成30年(第52回)	8,491	6,218	73.2	905	14.6
令和元年(第53回)	8,661	6,388	73.8	878	13.7
令和2年(第54回)	8,770	6,745	76.9	1,140	16.9
令和3年(第55回)	8,972	6,961	77.6	1,097	15.8
令和4年(第56回)	8,194	6,336	77.3	1,212	19.1
令和5年(第57回)	8,086	6,332	78.3	1,534	24.2
令和6年(第58回)	8,024	6,135	76.5	759	12.4
計	473,109	346,802	73.3	53,989	15.6